

- ① 物理的防止装置と作業箇所(監視員)間の離隔(60m以上)を適正に確保できる場合のみ、交通規制(鳥規制)を実施し作業を行うことが出来る。
- ② 物理的防護装置と作業箇所(監視員)間の離隔(60m以上)を適正に確保できない場合は、メンテはNEXCOと別途協議し規制方法(Ⅰ.先頭固定による作業 Ⅱ.ランプ閉鎖等)を再検討のうえ作業を行う。
- ③ 交通規制内への車両の進入を想定した道路及び鉄道との交差又は近接箇所などの第三者被害が想定される箇所へのトイレ及び資機材を積載した車両などの配置位置や物理的防止装置の配置位置などの落下災害の防止対策を実施する。



図4 物理的防護装置の基本配置イメージ図 (作業箇所が離れた場合)

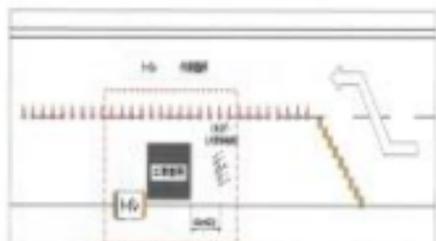


図5 物理的防護装置の基本配置イメージ図 (作業箇所が離れた場合)

- ④ 保安員を付け作業をするときは、必ずシラスンダーを着用し危険な場合は避難する。
避難場所は、現場にいるときは各作業員が現場を確認しあらかじめ決めておく。
- ⑤ 多治見IC料金所 流出ランプから、国道248号線への合流については、以下の手順で行い、交通事故に充分留意すること
 - 1.必ず安全な車間を確保する
 - 2.自車が先頭になるまでは前方を注視する。
 - 3.先頭になったら、左右の安全を確認後合流する。
- ⑥ 通常作業時、各IC内プラ反転は原則禁止。
(雪氷大型車両・緊急時はのぞく)
また、内プラから出る際は、1台ごとに出ることとし、2台目以降は内プラ内の安全な位置で待機する。
- ⑦ 作業責任者は、現場全体の安全管理・施工状況管理・工法・タイムスケジュール管理を行うことが主となるため、極力作業には従事せず管理を行う。
現場が複数に分かれる時は、副責任者を選任し管理する。
- ⑧ 運転業務を除く、全ての作業工程において、一人作業は厳禁とし、必ず複数人での作業を徹底する。
- ⑩ 車両駐車時はどこの場所でもハンドル切り、輪止めをする。
車両をバックする時は周囲を確認し、必ず誘導員を付けてからバックする。誘導員なしでは、バックしない。
- ⑪ 立入防止柵の乗り越えについて
 - ・立入防止柵内への出入りについては、基本として開口部を設け出入りを行う。
 - ・立入防止柵の取り外しがしやすいもの(動物侵入防止用等)は取り外し、出入口として使用する。作業後復旧する。
 - ・開口部が未設置の場所においては、立入防止柵(1.5m基準)を乗り越える際は、現場に即した梯子・足場ステップを使用し、立入防止柵へ強固に固定後、安全な乗り越えを行う。
 - ・開口部が無く、2.0m以上の立入防止柵については、乗り越えは行わず緊急的に開口部を設け出入りを行い作業後復旧する。
- ⑫ 高所作業について
 - ・高さ(鉛直距離)2.0m以上での移動・作業時は、墜落制止用器具を使用し落下防止対策をする。同乗者も同じ。
 - 高所作業車で作業する場合は、同乗者とも切創対策を取る。
- ⑬ 振動工具を使用する時は、防振手袋を着用する。(振動工具参照)
また、刃のついている工具(機器)を使用する際は切創手袋を着用すること。
- ⑭ のり面作業落下防止対策
 - ・ボックス上部、石積ブロック上部の作業においては、落下防止対策を講じる。
 - ・盛土、切土のり面作業においては、作業事前打ち合わせにおいて現場状況を考慮して落下防止対策の考慮して落下防止対策の使用の有無、範囲を選定し必要な措置を講じる。
 - ・足場位置が狭小部で滑落のおそれのある場所については、落下防止対策を講じる。
 - ・40度以上ののり面においては、ロープ高所作業の資格が必要になるため有資格者が必ず作業し、必要な措置を講じる。
 - ・墜落制止用器具使用の際は、地上高に対しランヤードの長さ、ショックアブソーバーの長さを考慮し、胴ベルト又はフルハーネスを使用する。
 - ・地上高さ5m以上のところで作業する場合は、フルハーネスを使用する。
 - ・高所作業車を使用する場合フルハーネスを使用する。
 - ・ボックス上部の作業においては、原則フルハーネスを使用する。その際には、ボックスの高さを確認し、またフルハーネスのランヤードの長さ・ショックアブソーバーの長さを考慮して使用する。
- ⑮ トラック等荷台からの荷下ろし・荷積みについて
 - ・トラック等荷台からの荷下ろし・荷積みは、対象となる資機材の重量や特性に適した作業機械を選定し、其々法令を遵守した運用を行うこと
 - ・比較的軽量で人力にて荷下ろし・荷積みを行う場合は、その資機材の重量や特性に適した人員を配置すること。
 - ・人力にて荷下ろし・荷積みを行う際は、其々役割分担を決め作業方法について事前に打ち合わせを行うこと
 - ・事前に打ち合わせした合図、声掛けを確実に言い、安全に荷下ろし・荷積みを行う。
 - ・車両走行側での作業をしない。
- ⑯ 発炎筒の使用について
 - ・発炎筒設置時は、風・道路勾配で転がらないように端部踏みつけ或いは転がり防止具(発炎筒燃焼とともに燃えきる物)を取り付けること。
 - ・発炎筒回収時は、発炎筒先端を路面に擦り付け、消火バケツ内の砂に押し付けて回収或いは水を掛けた後に回収する。
 - ・発炎筒回収時において安全確保上、回収が難しい場合は路肩・Gr内から燃え尽きたことを目視確認すること。

⑰ ヘルメット及び作業関連工具・資機材等合に関して

★走行中に落下する事が無いよう下記を遵守する。

- ・車両への置き物を禁止。
- ・ヘルメット着用は、朝礼・出発前の車両荷姿等の1周点検後、輪留めを外して車両に乗り込むまで必ず着用する。
- ・全工事車両に注意喚起シール貼付(短期リース車両も例外なし)

- ・複数名で車両1周確認強化(指差呼称)を実施を基本とする。
- ・隊長は朝礼時に点検パディを決め、朝礼～作業終了まで必要の都度実施させる。
- ・作業班編成上、パディ不足時は、隊長・総合職が加わる事。
- ・Asプラント・廃材処分場等での一人乗車時にあっては、移動(出発)直前の実施及び実施連絡を隊長へ報告する。

⑱ 車両のバック誘導に関して

- ・バック誘導の際は、誘導者と運転手で必ず誘導合図及び誘導位置(どこから、どこまで、どうやって車両を動かすか)の打ち合わせを行う。
- ・内プラは原則笛によって誘導を行う。ただし、時間外(17:30～8:30)は笛を使用せず、誘導者の声により誘導する。
- ・メンテ事業所内駐車場は、終日誘導者の声により誘導する。
- ・運転手は、誘導の合図が聞こえにくい、分りにくい等した場合は一旦停止し、改めて誘導者に確認と打ち合わせを行う。
- ・工事車両が多く、スペースが無い場合は声掛けを行い、移動に支障がある車両は移動をさせる又は移動をお願いする。

⑲ 輪留・アウトリガ敷板に関して

- ・自社・リース車両問わず、走行中の落下防止のため、キャビン内或いは飛散防止ネット・シート設置の荷台へ収納する。
※車両外部の輪留・敷板収納箱には置かないこと。

㉑ 耐切創手袋に関して

- ・人力工具使用における切創作業時は、耐切創手袋を装着すること。(手錠・手のご等)

上記以外の工具使用時は、都度選定する。